

広島県がん対策推進条例施行規則をここに公布する。

平成二十七年三月十六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県規則第八号

### 広島県がん対策推進条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、広島県がん対策推進条例(平成二十七年広島県条例第二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第二条第六号の規則で定める公道)

第二条 条例第二条第六号の規則で定める公道は、条例別表四の項に掲げる施設の敷地から七メートル以内の公道とする。

(条例第二条第八号の規則で定める措置)

第三条 条例第二条第八号の規則で定める措置は、次の各号のいずれにも適合する措置又はこれと同等以上の効果を有する措置とする。

一 喫煙区域と禁煙区域との境界に、たばこの煙を通過させない構造を有する壁、仕切り等を設けること。

二 前号の壁、仕切り等に常時開放された開口部がある場合は、当該開口部において禁煙区域から喫煙区域の方向に〇・二メートル毎秒以上の気流を生じさせること。

三 常にたばこの煙を喫煙区域から直接屋外に排出すること。

(空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割する方法)

第四条 条例第二条第九号の空間を喫煙区域と禁煙区域とに分割する方法は、次の各号のいずれにも適合する方法とする。

一 当該空間のうち出入口、廊下、階段、エレベーター、便所その他利用者一般の利用が想定される区域について、その全部を禁煙区域にするものであること。

二 喫煙区域から禁煙区域への煙の流入の防止に配慮した措置を講じるものであること。  
(第三種施設における表示)

第五条 条例第二十四条第三号の第三種施設における表示は、当該施設の入口に、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定めるところによりしなければならない。

一 禁煙とした施設 当該施設の不特定又は多数の者が出入りする室内及びこれに準じる空間(専ら特定の者が出入りする事務室等を除く。以下「不特定又は多数の者が出入りする室内等」という。)の全部について、禁煙区域としている旨の表示をすること。

二 喫煙所による分煙とした施設 不特定又は多数の者が出入りする室内等について、喫煙所による分煙としている旨の表示をすること。

三 その他の分煙とした施設 不特定又は多数の者が出入りする室内等について、喫煙区域と禁煙区域とに分割している旨若しくは喫煙することができる時間以外の時間は喫煙することができない時間としている旨又はその両方の措置をとっている旨の表示をする

こと。

四 前三号に掲げる施設以外の施設 喫煙することができる旨の表示をすること。

(条例第二十五条第一項ただし書の規則で定める基準)

第六条 条例第二十五条第一項ただし書の規則で定める基準は、次の各号のいずれにも適合するものとする。

- 一 子供の通行又は利用が少ない場所に設置されたものであること。
- 二 つい立てや植木等で囲うなど、子供の受動喫煙を防止するための措置が講じられたものであること。

#### 附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。